



| 改正後              |           |  | 改正前              |           |   |
|------------------|-----------|--|------------------|-----------|---|
| 相互援助活動の報酬等に関する基準 |           |  | 相互援助活動の報酬等に関する基準 |           |   |
|                  | 区分        | 報酬の額   |                  | 区分        | 報酬の額  |
| 報<br>酬           | 略<br>(備考) | 援助時間が1時間を超える場合、以後30分以下の場合は半額、30分を超える場合は1時間とみなす。<br>同一世帯で同一時間に2人以上の児童が利用する場合、2人目以降の利用にかかる報酬の額は、半額とする。 | 報<br>酬           | 略<br>(備考) | 援助時間が1時間を超える場合、以後30分以下の場合は半額、30分を超える場合は1時間とみなす。 |
|                  | 実<br>費    |  |                  | 略         |   |

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。